

平成29年1月19日

**【お知らせ】 工事の総合評価落札方式における  
技術提案書記載様式の変更について**

平成29年1月20日以降に公告する工事（総合評価落札方式：技術提案評価型S型）については技術提案書記載様式を次のとおり変更いたします。また、これに伴い入札説明書本文の記載に一部変更が生じますので、併せてお知らせいたします。

## 技術提案書記載例

## 「○○の品質向上対策」

(記入すべき項目)

○○の品質向上についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	(25字以内で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手法（仕様）：</li> <li>・目的：</li> <li>・効果：</li> <li>・根拠：</li> <li>・優位性：</li> </ul> (箇条書きで短文、明確に)	資料一〇
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(様式18)を含め片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
3. 他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
4. 様式18には、会社名を記載してはならない。

## 技術提案書記載例

「○○の品質向上対策」		
(記入すべき項目)		
○○の品質向上についての工夫・提案		
提案 番号	技術提案の概要	備考 (参考資料番号)
①	(技術提案の概要は25字以内で簡潔に)	資料一〇
	課題と目的	
	効果とその根拠	
	提案内容の仕様	
提案 番号	技術提案の概要	備考 (参考資料番号)
②	(技術提案の概要は25字以内で簡潔に)	資料一〇
	課題と目的	
	効果とその根拠	
	提案内容の仕様	
提案 番号	技術提案の概要	備考 (参考資料番号)
③	(技術提案の概要は25字以内で簡潔に)	資料一〇
	課題と目的	
	効果とその根拠	
	提案内容の仕様	
提案 番号	技術提案の概要	備考 (参考資料番号)
④	(技術提案の概要は25字以内で簡潔に)	資料一〇
	課題と目的	
	効果とその根拠	
	提案内容の仕様	
提案 番号	技術提案の概要	備考 (参考資料番号)
⑤	(技術提案の概要は25字以内で簡潔に)	資料一〇
	課題と目的	
	効果とその根拠	
	提案内容の仕様	

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。~~「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。~~
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(様式18)を含め片面10枚以内とすること。
  - (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。
3. 他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
4. 様式18には、会社名を記載してはならない。

○. 総合評価落札方式に関する事項

( ) 入札の評価に関する基準及び得点配分

○ 性能等の評価に関する技術提案内容の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「〇〇工における〇〇対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記より点数を付与)
「〇〇工における品質向上対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、〇〇工における〇〇性向上に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その手法に関して、具体的な「課題と目的」・「効果とその根拠」・「提案内容の仕様」の記述内容に対して評価する。	最高30点を限度とする。
評価項目設定理由	本工事箇所は、〇〇の影響を受ける地域であり、本工事で施工する〇〇は、〇〇性向上のための〇〇の〇〇性・〇〇抑制等が重要な課題となる。よって、〇〇の品質向上対策として、〇〇の影響に配慮した〇〇性向上のため提案を求める。	

○ 性能等の評価に関する技術提案内容の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「〇〇工における〇〇対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記より点数を付与)
「〇〇工における〇〇対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、〇〇工における〇〇性向上に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その手法に関して、具体的な「課題と目的」・「効果とその根拠」・「提案内容の仕様」の記述内容に対して評価する。	最高30点を限度とする。
評価項目設定理由	本工事箇所は、〇〇の影響を受ける地域であり、本工事で施工する〇〇は、〇〇のための〇〇の〇〇性・〇〇抑制等が重要な課題となる。よって、〇〇の対策として、〇〇の影響に配慮した〇〇性向上のため提案を求める。	

※1：記載に関する事項

(ア) 評価項目に対する提案数は②③各々5提案までとし、1つの提案項目に複数の提案があった場合は、一番低いと判断される提案で評価する。

(イ) 技術提案書(様式18)②③各々A4サイズ片面3枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。~~また、「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。~~

(ウ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。

- (i) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書（様式18）を含め②③各々片面10枚以内とすること。
- (ii) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しを添付する必要はない。

※2：技術提案内容の評価に関する事項

- (ア) 技術提案においては、別紙4、別紙6に基づき提案すること。
- (イ) 提案内容が、②③各々評価項目に対し5提案を超過した場合については、提案内容の記載順に5提案までの内容で評価するものとする。又、※1（イ）に示す規定枚数を超過した場合については、②③各々資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は評価しない。
- (ウ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に対し、「課題と目的」及び「効果とその根拠」のポイントをとらえ具体的な仕様が記載された提案について、優位性が高いと認められる場合は高く評価する。
- (エ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。
- (オ) 上記の評価項目設定理由に対して、「課題と目的」又は「効果とその根拠」が不明確な提案については、評価しない。
- (カ) 提案内容の「技術提案の概要」に対して、「課題と目的」又は「効果とその根拠」又は「提案内容の仕様」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
- (キ) 提案内容が、NETISの「推奨技術」等および「建設ICTの活用」の有効な技術を使用し優位性が認められる場合は高く評価する。
- (ク) 提案内容が重複しており、かつその効果が重複する2つ目以降の提案については、1つ目の評価より低く評価する。
- (ケ) 通常、一般的に実施されていると判断される提案、「課題と目的」及び「効果とその根拠」が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しない。
- (コ) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、「課題と目的」「効果とその根拠」「提案内容の仕様」を担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
- (サ) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。
- (シ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
  - (i) 提案内容が前提条件の変更となるもの。
  - (ii) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
  - (iii) 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。

- (ス) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
- (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、12点を減点する。
  - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、12点を減点する。
  - (iii) 提案数が5提案を超える場合は、12点を減点する。
  - (iv) 認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、12点を減点する。